

# 第497回

## 広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和6年8月22日)

## 第497回広島海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和6年8月22日(木) 12時57分～13時28分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

### 2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年8月8日(木)

招 集 者 会長 北田 國一

### 3 出席者

委員(15人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、  
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、  
野田秀明、谷川正芳、松下博紀

県(5人)	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(4人) 福地次長、太田主任、中林主任、房尾技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第82号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について

第83号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について

#### (2) 報告事項

・山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について

### 6 議事の経過

12時57分、事務局の福地次長から第497回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し15名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に海野委員と川下委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第82号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議長 はじめに、「第82号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第82号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

房尾技師 (なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について、資料1により、当該漁業許可の有効期間満了に伴い、申請の見込みがない件数を定数から減じる方針改正を行ったうえで許可公示を行う旨を説明した。)

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

箱崎委員 48から45に変更するというのですが、申請が出たらまた増やすということでしょうか。

房尾技師 基本的には増やしません。

松下委員 確認ですが、条件のところですが、5ページの「イ 共同経営者又は従事者がいる場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない」とありますが、立法趣旨を教えてください。

三浦主査 素潜り漁業のなまこ採捕において漁獲努力量を増やさないため、潜る人数が増えると漁獲努力量も際限なく増えてしまうので、同時に潜る者は2名までとしています。

松下委員 漁獲量を増やしてはいけないから、同時に採捕する人を限定するというのでしょうか。

三浦主査 基本的には許可名義人に対する許可ですが、実際の操業では複数名で役割分担をしている実態があるため、このようになっています。

松下委員 理解できました。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

なければ、採決に移ります。それでは、第82号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第82号議案は、原案のとおり異議ない旨を答申します。

【第83号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議 長 続いて「第83号議案 漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第83号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について、資料2により、廃業見合い等による新規許可の要望があったため、調整の整った漁業につき定数を見直すなどの方針改正を行ったうえで許可公示を行う旨を説明した。）

議 長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 資料2の1ページの中で、「4 申請期間等の公示」についてで、公示にかかる漁業の種類の記事がありますが、これらの漁業種類で現行の許可の有効期間はいつまでになっているのでしょうか。

房尾技師 有効期間は令和8年8月31日までになっています。

山田委員 今の方針の中で、定数が書かれていますが、変更された定数の中で許可を取ろうとされている方、全部が申請されるのでしょうか。

房尾技師 廃業見合いの調整が整った分だけ申請されます。

山田委員 他の方の許可はそのまま、単純に廃業見合いの方が許可を受けるということですね。

房尾技師 そのとおりです。

議 長 他になければ、採決してよろしいでしょうか。それでは、第83号議案「漁業の許認可方針の改正及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということで、第83号議案は、原案のとおり異議ない旨を答申します。

(2) 報告事項

【山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について】

議 長 それでは議題の報告事項に移ります。「山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について」、事務局から報告をお願いします。

福地次長 （山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について、資料3により、令和6年7月30日開催の山口・広島連合海区漁業調整委員会において要望どおり入漁協定が締結された旨を報告した。）

議 長 ただいま事務局から報告がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

します。(意見・質問無し)

以上で、予定していた議題、報告は以上ですが、委員の皆さま、あるいは県から何かありませんか。

横内課長 水産課長の横内でございます。前回の委員会で、山田委員からご発言がありました、当委員会の中で牡蠣養殖に関する情報提供を行うという件でございます。これにつきましては、農林水産委員会等で、報告した資料などを中心に、牡蠣殻利活用対策や、栄養塩類管理計画についての取り組み、または長期計画の策定状況などにつきまして、次回の委員会以降で情報提供をさせていただきたいと考えています。

山田委員 前回そのようなお願いをしたのは、一番近い区画漁業権の切り替えが間近となっているので、免許更新時に免許方針の策定の中身が、前回横内課長から発言の内容とリンクしていなければならないと思っています。そのような情報がなければ、免許方針の中身がどうこう言えないと思います。そういう意味で、前回この場でお願ひしたということです。

議 長 他にありませんか。

福地次長 (第 23 期の海区漁業調整委員会委員の公募が開始された旨、及び今後は期間中に受け付けた候補者を審査のうえ、2月定例会で議会の同意、4月1日の就任に向けて手続きが進められる旨を発言)

議 長 これをもちまして、第 497 回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

( 1 3 時 2 8 分閉会)